



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則	地域協働局男女共同参画課	1
規則	神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	2
告示	道路法による道路の区域変更及び供用開始(県道 新神戸停車場線)	建設局道路管理課	4
告示	神戸市財政事情の公表	行財政局財務課	5
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(有井自治会)	地域協働局地域活性課	6
告示	道路法による道路の区域変更(市道 西垂水262号線)	建設局道路管理課	7
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築安全課	8
公告	建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定	建築住宅局建築安全課	9
公告	建築基準法第86条の5第4項の規定による取消しの公告	建築住宅局建築安全課	10
公告	建築基準法第86条第2項の規定による一団地の区域	建築住宅局建築安全課	11
公告	都市公園の区域変更(遠矢浜公園)	建設局公園部管理課	12
公告	神戸国際港都建設計画 神戸市公共下水道事業計画の変更	建設局下水道計画課	13
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区鈴蘭台北町5丁目ほか)	都市局都市計画課	14
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	15
水道局	神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	16
水道局	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	21
水道局	公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定について(昭和47年11月神戸市水道告示第6号)の一部改正	水道局経営企画課	35
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	36

神戸市立婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第28号

神戸市立婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立婦人会館条例施行規則（令和3年3月規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3 [略] <u>(利用時間に係る特例)</u> 4 <u>当分の間、第8条第1項の規定にかかわらず、婦人会館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</u>	附 則 1～3 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第31号

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則

神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(区役所総務部市民課)</p> <p>第138条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部市民課は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 市税に関する証明書(固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること(中央区役所総務部市民課を除く。)</p>	<p>(区役所総務部市民課)</p> <p>第138条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部市民課は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 市税に関する証明書(固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること(中央区役所及び<u>西区役所</u>総務部市民課を除く。)</p>

附 則

この規則は、令和5年12月18日から施行する。

神戸市告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年12月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年12月15日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	新神戸停車場線	神戸市中央区加納町6丁目 311番地先から	新	57.40	42.40
		神戸市中央区加納町6丁目 311番地先まで	旧	57.40	49.90

神戸市告示第479号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の定めるところにより、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間における財政事情を「財政のあらまし」により公表する。

令和5年12月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第490号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月12日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

有井自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区長尾町宅原278番地の7

(3) 代表者の氏名

有井 宣明

(4) 代表者の住所

神戸市北区長尾町宅原249番地の1

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「前 勝弘」を「有井 宣明」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区長尾町宅原316番地の2」を「神戸市北区長尾町宅原249番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和5年4月8日

神戸市告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年12月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年12月26日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西垂水262号線	神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目 2241番155地先から	新	181.00	4.00
		神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目 2241番155地先まで	旧	181.00	4.00

# 令和5年12月12日 神戸市公報第3838号

## 神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年12月12日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-7号	令和5年 11月20日	神戸市中央区港島9丁目1番1	75.95	16.50

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備えて、一般の縦覧に供します。

令和5年12月12日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市兵庫区御崎本町1丁目1番3、1番4、1番11、1番12、1番13

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市垂水区学が丘5丁目2番3、2番8）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消し（令和5年11月24日第R5-3号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和5年12月12日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、同項に定める基準に従い総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築されるものについて、その位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告します。

対象区域、各建築物の位置等を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課（神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号）において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月12日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市垂水区学が丘5丁目2番3

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年12月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
遠矢浜公園	兵庫区遠矢浜町	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	縮小

(2)供用開始の年月日

令和5年12月12日

神戸市公告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、次の事業計画を変更するにあたって、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画の変更の案を次のとおり公告・縦覧します。

令和5年12月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 事業計画の名称

神戸国際港都建設計画 神戸市公共下水道事業計画

2 事業計画の変更内容

- (1) 予定処理区域調書の変更
- (2) 吐口調書の変更
- (3) 処理施設調書の変更
- (4) 処理施設の敷地内の主要な施設の変更
- (5) ポンプ施設調書の変更
- (6) ポンプ施設の敷地内の主要な施設の変更

3 工事の着手及び完成予定年月日

- (1) 着手年月日  
昭和26年4月1日
- (2) 完成予定年月日  
令和7年3月31日

4 事業計画の縦覧場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸  
神戸市建設局下水道部計画課

5 縦覧期間

令和5年12月13日から令和5年12月27日まで

（ただし、休日及び土曜日、日曜日を除く8時45分から17時30分の間）

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年12月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区鈴蘭台北町5丁目20番1、20番3  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都府京都市山科区柳辻中在家町8番地1  
株式会社 メルディアDC  
代表取締役 田中 一也  
許可番号  
令和5年1月5日 第8091号  
(変更許可 令和5年4月24日 第2052号)  
(変更許可 令和5年9月20日 第2079号)
  
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市灘区摩耶海岸通一丁目1番14 の内2工区  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号  
TC神鋼不動産株式会社  
代表取締役社長 藤野 悦郎  
許可番号  
平成25年7月8日 第6401号  
(変更許可 令和5年9月1日 第1511号)

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年12月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
創企株式会社 代表取締役 平川昌勝  
神戸市中央区小野柄通4-1-15 振興ビル6階
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
創企株式会社 代表取締役 平川昌勝  
神戸市中央区小野柄通4-1-15 振興ビル6階  
078-261-0202
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区生田町1丁目312、313番
  - (2) 敷地面積 約223平方メートル
  - (3) 建築面積 約156平方メートル
  - (4) 延べ面積 約1,779平方メートル
  - (5) 高さ 約35.6メートル
  - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上12階
  - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間  
令和5年12月12日から令和5年12月25日まで

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月1日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第4号

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程

第1条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程(昭和41年12月水道管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の125</u>(管理職手当の支給に関する規程(昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号)別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>、特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の120</u>(管理職手当の支給に関する規程(昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号)別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の100</u>、特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任</p>

期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の230）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～12 [略]

（勤勉手当）

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額に管理者が

期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の220）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～12 [略]

（勤勉手当）

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額に管理者が

<p>定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）」とあるのは、「<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第5条、第6条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p>	<p>定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）」とあるのは、「<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第5条、第6条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p>
---	---

第2条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>10</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>10</u></p>

0分の122.5（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の225）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～12 [略]

第3条の2～第3条の4 [略]

0分の125（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の230）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～12 [略]

第3条の2～第3条の4 [略]

<p>(勤勉手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、<u>100分の102.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>) 」とあるのは、「<u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>) 」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、<u>100分の105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>) 」とあるのは、「<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>) 」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

第1条 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月1日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第5号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前										
別表第1 企業一般職給料表(第4条関係)										別表第1 企業一般職給料表(第4条関係)										
職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	再任用 職員以 外の職 員	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		給料月額			給料月額	給料月額	給料月額													
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,900	185,300	217,200	258,600	270,700	306,600	365,600	475,200	1	151,900	173,600	211,100	253,300	266,300	304,200	363,800	473,800		
	2	165,000	187,000	219,000	260,600	272,800	309,300	368,100	478,800	2	153,000	175,400	212,900	255,300	268,400	306,900	366,300	477,400		
	3	166,100	188,700	220,800	262,600	274,900	312,000	370,600	482,400	3	154,100	177,200	214,700	257,300	270,500	309,600	368,800	481,000		
	4	167,200	190,400	222,500	264,600	277,000	314,700	373,100	485,900	4	155,200	179,000	216,400	259,300	272,600	312,300	371,300	484,500		
	5	168,500	192,000	224,200	266,500	278,900	317,300	375,500	489,400	5	156,500	180,600	218,100	261,200	274,500	314,900	373,700	488,000		
	6	169,900	193,700	225,900	268,400	281,000	320,000	378,700	493,000	6	157,900	182,400	219,800	263,200	276,600	317,600	377,000	491,600		
	7	171,200	195,400	227,600	270,300	283,100	322,800	381,900	496,600	7	159,200	184,200	221,500	265,200	278,700	320,400	380,300	495,200		
	8	172,500	197,100	229,400	272,200	285,300	325,600	385,100	500,200	8	160,500	186,000	223,300	267,200	280,900	323,200	383,600	498,800		
	9	173,600	198,600	231,200	274,100	287,500	328,300	388,300	503,600	9	161,600	187,600	225,100	269,300	283,100	325,900	386,900	502,200		
	10	174,900	200,300	232,900	276,100	289,600	331,100	391,700	507,200	10	162,900	189,300	226,900	271,400	285,300	328,700	390,300	505,800		
	11	176,200	201,900	234,600	278,100	291,600	333,900	395,100	510,800	11	164,200	191,200	228,700	273,500	287,400	331,500	393,700	509,400		
	12	177,500	203,500	236,200	280,100	293,700	336,700	398,500	514,400	12	165,500	193,100	230,400	275,600	289,600	334,300	397,100	513,000		
	13	179,000	205,100	237,800	281,900	295,600	339,500	401,800	517,700	13	167,000	195,000	232,100	277,500	291,500	337,100	400,400	516,400		
	14	180,600	206,900	239,600	283,900	297,400	342,300	405,200	521,400	14	168,700	197,000	233,900	279,600	293,400	339,900	403,800	520,100		
	15	182,200	208,700	241,400	285,900	299,200	345,000	408,600	525,100	15	170,400	198,900	235,700	281,700	295,300	342,600	407,200	523,800		
	16	183,800	210,500	243,000	287,900	301,000	347,700	412,000	528,800	16	172,100	200,900	237,400	283,800	297,200	345,300	410,600	527,500		
	17	185,300	212,100	244,700	289,800	302,700	350,400	415,300	532,400	17	173,600	202,900	239,100	285,800	299,200	348,000	413,900	531,100		
	18	187,000	214,100	246,600	291,600	304,800	353,200	418,800	535,900	18	175,400	205,200	241,000	287,700	301,400	350,800	417,400	534,600		
	19	188,700	216,100	248,500	293,400	306,900	355,900	422,300	539,400	19	177,200	207,500	243,000	289,600	303,600	353,500	420,900	538,100		
	20	190,400	218,100	250,400	295,200	309,000	358,600	425,700	542,900	20	179,000	209,800	245,000	291,500	305,800	356,200	424,300	541,600		
	21	192,000	220,100	252,300	297,100	311,000	361,300	429,100	546,400	21	180,600	211,900	247,000	293,700	308,000	358,900	427,700	545,100		
	22	193,700	221,700	254,300	299,200	313,100	364,000	432,600	549,800	22	182,400	213,700	249,000	295,900	310,300	361,600	431,200	548,500		
	23	195,400	223,300	256,300	301,300	315,100	366,500	436,100	553,100	23	184,200	215,500	251,000	298,100	312,500	364,100	434,700	551,800		
24	197,100	224,900	258,300	303,300	317,100	369,000	439,600	556,400	24	186,000	217,300	253,000	300,200	314,700	366,700	438,200	555,100			

25	198,600	226,400	260,100	305,200	319,200	371,300	443,000	559,500
26	200,300	227,800	261,900	307,100	321,400	373,900	446,400	562,500
27	201,900	229,300	263,700	309,100	323,600	376,500	449,700	565,400
28	203,500	230,800	265,500	311,100	325,800	379,100	453,000	568,300
29	205,100	232,300	267,300	313,100	327,900	381,500	456,200	571,100
30	206,900	233,900	269,300	315,000	330,000	384,000	459,400	573,000
31	208,700	235,500	271,300	317,000	332,200	386,500	462,500	574,900
32	210,500	237,100	273,300	318,900	334,400	388,900	465,600	576,800
33	212,100	238,700	275,100	320,800	336,200	391,300	468,700	578,500
34	213,000	240,500	277,000	322,800	338,200	393,800	471,700	580,300
35	213,900	242,300	279,000	324,700	340,100	396,200	474,700	582,100
36	214,800	244,000	280,900	326,600	342,000	398,500	477,700	583,900
37	215,800	245,700	282,700	328,500	343,800	400,600	480,700	585,600
38	216,600	247,400	284,500	330,500	345,600	402,600	483,700	586,800
39	217,400	249,100	286,200	332,400	347,400	404,600	486,700	588,000
40	218,200	250,800	288,000	334,300	349,200	406,600	489,600	589,200
41	218,900	252,400	289,800	336,200	350,900	408,600	492,500	590,300
42	219,900	253,800	291,600	338,200	352,700	410,700	494,800	591,500
43	220,900	255,200	293,300	340,100	354,400	412,700	497,100	592,700
44	221,900	256,600	295,000	342,000	356,100	414,600	499,300	593,900
45	222,700	257,900	296,700	343,800	357,900	416,200	501,200	595,000
46	223,700	259,800	298,600	345,400	359,500	418,100	502,700	595,900
47	224,700	261,700	300,400	347,000	361,000	420,100	504,200	596,800
48	225,700	263,600	302,200	348,500	362,500	422,000	505,700	597,700
49	226,600	265,400	304,100	350,000	364,000	423,800	507,100	598,400
50	227,600	267,200	306,000	351,300	365,600	425,500	507,900	599,200
51	228,600	269,100	307,900	352,500	367,100	427,200	508,700	600,000
52	229,600	271,000	309,700	353,700	368,700	428,900	509,500	600,800
53	230,600	273,000	311,600	354,900	370,300	430,600	510,400	601,600
54	231,400	275,000	313,500	356,000	371,700	431,500	511,100	602,400

25	187,600	219,100	254,900	302,300	316,800	369,000	441,600	558,200
26	189,300	220,900	256,800	304,400	319,000	371,600	445,000	561,200
27	191,200	222,700	258,700	306,500	321,200	374,200	448,300	564,100
28	193,100	224,500	260,700	308,600	323,500	376,800	451,600	567,000
29	195,000	226,200	262,800	310,700	325,600	379,200	454,800	569,800
30	197,000	228,100	264,800	312,700	327,900	381,800	458,000	571,700
31	198,900	229,900	266,900	314,700	330,100	384,300	461,100	573,600
32	200,900	231,700	269,000	316,700	332,400	386,800	464,200	575,500
33	202,900	233,300	271,000	318,600	334,200	389,300	467,300	577,200
34	204,200	235,100	273,000	320,600	336,200	391,800	470,300	579,000
35	205,500	236,900	275,000	322,600	338,100	394,200	473,300	580,800
36	206,800	238,600	277,000	324,600	340,000	396,600	476,300	582,600
37	208,100	240,300	278,800	326,500	341,800	398,700	479,300	584,300
38	209,200	242,100	280,700	328,500	343,700	400,800	482,300	585,500
39	210,500	243,800	282,600	330,500	345,600	402,800	485,300	586,700
40	211,800	245,500	284,500	332,400	347,400	404,800	488,200	587,900
41	213,100	247,100	286,500	334,300	349,100	406,900	491,100	589,000
42	214,200	248,700	288,500	336,300	350,900	409,000	493,400	590,200
43	215,300	250,300	290,400	338,300	352,700	411,000	495,700	591,400
44	216,300	251,900	292,100	340,200	354,400	413,000	498,000	592,600
45	217,400	253,500	294,000	342,100	356,200	414,800	499,900	593,700
46	218,500	255,500	296,000	343,700	357,800	416,700	501,400	594,600
47	219,600	257,500	298,000	345,300	359,400	418,700	502,900	595,500
48	220,600	259,500	299,900	346,900	361,000	420,700	504,400	596,400
49	221,500	261,400	301,800	348,400	362,600	422,600	505,800	597,100
50	222,500	263,400	303,800	349,700	364,200	424,300	506,600	597,900
51	223,600	265,400	305,700	351,000	365,800	426,000	507,400	598,700
52	224,600	267,400	307,600	352,300	367,400	427,700	508,200	599,500
53	225,600	269,500	309,500	353,500	369,000	429,400	509,100	600,300
54	226,500	271,500	311,500	354,700	370,400	430,300	509,800	601,100

55	232,200	276,900	315,300	357,000	373,100	432,400	511,800	603,200
56	233,000	278,800	317,100	358,100	374,400	433,200	512,500	604,000
57	233,800	280,700	319,000	359,100	375,600	433,900	513,300	604,800
58	234,500	282,300	320,900	360,300	376,600	434,800	514,000	605,600
59	235,200	283,900	322,800	361,400	377,600	435,600	514,700	606,400
60	236,000	285,400	324,700	362,500	378,600	436,500	515,400	607,200
61	236,700	286,900	326,600	363,600	379,500	437,200	516,000	608,000
62	237,400	288,400	328,400	364,400	380,400	438,000	516,700	
63	238,200	289,900	330,100	365,100	381,300	438,800	517,400	
64	238,900	291,400	331,800	365,800	382,200	439,600	518,100	
65	239,600	292,900	333,400	366,500	382,900	440,400	518,700	
66	240,300	294,600	334,500	367,100	383,500	441,200	519,400	
67	241,000	296,300	335,500	367,700	384,200	442,000	520,100	
68	241,800	297,900	336,500	368,300	384,900	442,800	520,800	
69	242,500	299,600	337,600	368,900	385,500	443,400	521,400	
70	243,100	301,200	338,500	369,500	386,100	443,800	522,500	
71	243,800	302,800	339,400	370,000	386,800	444,300	523,600	
72	244,500	304,300	340,300	370,500	387,500	444,800	524,700	
73	245,200	305,600	341,000	371,000	388,100	445,400	525,600	
74	245,800	306,800	341,800	371,500	388,700	446,000	526,700	
75	246,300	308,200	342,600	372,000	389,400	446,600	527,800	
76	246,800	309,600	343,400	372,500	390,100	446,900	528,900	
77	247,300	311,000	344,200	373,000	390,700	447,200	530,000	
78	247,800	312,400	344,800	373,500	391,300	447,700	531,200	
79	248,200	313,800	345,400	374,000	392,000	448,200	532,300	
80	248,600	315,000	345,900	374,500	392,600	448,600	533,400	
81	249,000	316,100	346,500	375,000	393,300	449,000	534,400	
82	249,500	317,100	347,000	375,500	394,000	449,400		
83	250,000	318,100	347,500	376,000	394,500	449,900		
84	250,400	319,000	348,000	376,400	395,100	450,400		

55	227,400	273,600	313,400	355,800	371,800	431,200	510,500	601,900
56	228,300	275,500	315,300	356,900	373,200	432,000	511,200	602,700
57	229,200	277,600	317,200	358,000	374,500	432,700	512,000	603,500
58	230,100	279,300	319,100	359,200	375,500	433,600	512,700	604,300
59	231,000	281,000	321,000	360,300	376,500	434,400	513,400	605,100
60	231,900	282,700	322,900	361,400	377,500	435,300	514,100	605,900
61	232,600	284,300	324,800	362,500	378,500	436,000	514,700	606,700
62	233,400	285,900	326,600	363,300	379,400	436,800	515,400	
63	234,200	287,500	328,400	364,100	380,300	437,600	516,100	
64	235,100	289,100	330,100	364,800	381,200	438,400	516,800	
65	235,900	290,700	331,800	365,500	381,900	439,200	517,400	
66	236,700	292,500	332,900	366,100	382,500	440,000	518,100	
67	237,600	294,200	334,000	366,700	383,200	440,800	518,800	
68	238,500	296,000	335,100	367,300	383,900	441,600	519,500	
69	239,200	297,800	336,200	367,900	384,500	442,200	520,100	
70	240,000	299,400	337,100	368,500	385,100	442,600	521,200	
71	240,900	301,000	338,000	369,100	385,800	443,100	522,300	
72	241,600	302,600	338,900	369,600	386,500	443,600	523,400	
73	242,400	303,900	339,700	370,100	387,100	444,200	524,300	
74	243,200	305,300	340,600	370,600	387,700	444,800	525,400	
75	243,800	306,700	341,500	371,100	388,400	445,400	526,500	
76	244,400	308,100	342,300	371,600	389,100	445,700	527,600	
77	244,900	309,500	343,100	372,100	389,700	446,000	528,700	
78	245,600	310,900	343,700	372,600	390,300	446,500	529,900	
79	246,200	312,300	344,300	373,100	391,000	447,000	531,000	
80	246,700	313,600	344,900	373,600	391,600	447,400	532,100	
81	247,200	314,700	345,500	374,100	392,300	447,800	533,100	
82	247,700	315,700	346,000	374,600	393,000	448,200		
83	248,200	316,700	346,500	375,100	393,500	448,700		
84	248,700	317,700	347,000	375,500	394,100	449,200		

85	250,800	319,800	348,500	376,800	395,700	450,800
86	251,300	320,500	348,900	377,200	396,300	451,200
87	251,800	321,200	349,200	377,600	397,000	451,600
88	252,300	321,800	349,500	378,000	397,600	452,000
89	252,700	322,500	349,800	378,400	398,300	452,400
90	253,200	323,200	350,100	378,800	398,900	452,800
91	253,700	323,800	350,400	379,200	399,500	453,200
92	254,200	324,300	350,700	379,500	400,000	453,600
93	254,600	324,900	351,000	379,800	400,500	453,900
94		325,400	351,300	380,200	401,000	454,600
95		325,900	351,600	380,600	401,500	455,300
96		326,400	351,900	380,900	402,000	456,000
97		326,900	352,200	381,200	402,500	456,800
98		327,400	352,400	381,600	402,900	457,600
99		327,900	352,700	382,000	403,300	458,400
100		328,400	353,000	382,300	403,700	459,200
101		328,900	353,200	382,600	404,200	460,100
102			353,500	383,000	404,600	
103			353,800	383,300	405,000	
104			354,000	383,600	405,400	
105			354,200	383,900	405,800	
106			354,500	384,200	406,200	
107			354,800	384,500	406,600	
108			355,000	384,800	407,000	
109			355,200	385,000	407,300	
110			355,500	385,300	407,700	
111			355,700	385,600	408,100	
112			355,900	385,800	408,500	
113			356,100	386,000	408,800	
114			356,400	386,200	409,200	

85	249,100	318,500	347,500	375,900	394,700	449,600
86	249,600	319,200	347,900	376,300	395,300	450,000
87	250,100	319,900	348,200	376,700	396,000	450,400
88	250,600	320,600	348,500	377,100	396,700	450,800
89	251,000	321,300	348,800	377,500	397,400	451,200
90	251,500	322,000	349,100	377,900	398,000	451,600
91	252,000	322,700	349,400	378,300	398,600	452,000
92	252,500	323,300	349,700	378,600	399,100	452,400
93	252,900	323,900	350,000	378,900	399,600	452,700
94		324,400	350,300	379,300	400,100	453,400
95		324,900	350,600	379,700	400,600	454,100
96		325,400	350,900	380,000	401,100	454,800
97		326,000	351,200	380,300	401,600	455,600
98		326,500	351,500	380,700	402,000	456,400
99		327,000	351,800	381,100	402,400	457,200
100		327,500	352,100	381,400	402,800	458,000
101		328,000	352,300	381,700	403,300	458,900
102			352,600	382,100	403,700	
103			352,900	382,400	404,100	
104			353,100	382,700	404,500	
105			353,300	383,000	404,900	
106			353,600	383,300	405,300	
107			353,900	383,600	405,700	
108			354,100	383,900	406,100	
109			354,300	384,100	406,400	
110			354,600	384,400	406,800	
111			354,800	384,700	407,200	
112			355,000	384,900	407,600	
113			355,200	385,100	407,900	
114			355,500	385,300	408,300	

115			356,600	386,400	409,600				
116			356,800	386,600	410,000				
117			357,000	386,800	410,300				
118			357,200	387,000	410,700				
119			357,400	387,200	411,100				
120			357,600	387,400	411,500				
121			357,800	387,600	411,800				
122			358,000						
123			358,200						
124			358,400						
125			358,600						
126			358,800						
127			359,000						
128			359,100						
129			359,200						
130			359,400						
131			359,600						
132			359,700						
133			359,800						
134			360,000						
135			360,200						
136			360,300						
137			360,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		184,500	207,300	253,600	287,200	304,500	328,100	394,400	445,300

備考

1 [略]

115			355,700	385,500	408,700				
116			355,900	385,700	409,100				
117			356,100	385,900	409,400				
118			356,300	386,100	409,800				
119			356,500	386,300	410,200				
120			356,700	386,500	410,600				
121			356,900	386,700	410,900				
122			357,100						
123			357,300						
124			357,500						
125			357,700						
126			357,900						
127			358,100						
128			358,200						
129			358,300						
130			358,500						
131			358,700						
132			358,800						
133			358,900						
134			359,100						
135			359,300						
136			359,400						
137			359,500						
再任用 職員		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000	393,200	444,000

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 企業職給料表(第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員		円	円	円	円	円
	1	151,000	155,100	210,300	246,100	262,400
	2	152,100	156,200	212,400	247,900	264,200
	3	153,200	157,300	214,500	249,700	266,000
	4	154,300	158,400	216,600	251,500	267,800
	5	155,300	159,400	218,500	253,200	269,700
	6	156,400	160,500	220,300	254,900	271,500
	7	157,500	161,600	222,100	256,600	273,400
	8	158,600	162,700	223,900	258,300	275,300
	9	159,600	163,700	225,700	259,900	277,200
	10	160,700	164,800	227,200	261,600	279,000
	11	161,800	165,900	228,600	263,300	280,800
	12	162,900	167,000	230,000	265,000	282,600
	13	163,900	168,300	231,400	266,700	284,400
	14	165,000	169,500	232,900	268,500	285,900
	15	166,100	170,600	234,400	270,300	287,400
	16	167,200	171,700	235,900	272,100	288,900
	17	168,300	172,800	237,400	273,900	290,500
	18	169,500	174,100	238,900	275,500	292,500
	19	170,600	175,400	240,300	277,100	294,400
	20	171,700	176,700	241,700	278,700	296,300
	21	172,800	178,100	243,000	280,200	298,100
	22	174,100	179,500	244,300	282,000	300,000
23	175,400	180,900	245,600	283,900	301,800	

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 企業職給料表(第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員		円	円	円	円	円
	1	139,000	143,100	204,300	241,100	258,200
	2	140,100	144,200	206,400	242,900	260,000
	3	141,200	145,300	208,500	244,700	261,800
	4	142,300	146,400	210,600	246,500	263,600
	5	143,300	147,400	212,500	248,200	265,500
	6	144,400	148,500	214,300	250,000	267,300
	7	145,500	149,600	216,100	251,800	269,200
	8	146,600	150,700	217,900	253,600	271,100
	9	147,600	151,700	219,700	255,300	273,000
	10	148,700	152,800	221,300	257,100	274,900
	11	149,800	153,900	222,900	258,900	276,800
	12	150,900	155,000	224,400	260,700	278,700
	13	151,900	156,300	225,900	262,500	280,500
	14	153,000	157,500	227,400	264,400	282,100
	15	154,100	158,700	228,900	266,300	283,700
	16	155,200	159,800	230,400	268,200	285,300
	17	156,300	160,900	232,000	270,100	287,200
	18	157,500	162,200	233,500	271,800	289,300
	19	158,700	163,500	235,000	273,500	291,300
	20	159,800	164,800	236,500	275,200	293,300
	21	160,900	166,200	237,900	277,000	295,300
	22	162,200	167,700	239,200	278,900	297,300
23	163,500	169,200	240,500	280,900	299,300	

24	176,700	182,300	246,900	285,700	303,600	24	164,800	170,700	241,800	282,900	301,300
25	178,100	183,800	248,200	287,500	305,500	25	166,200	172,200	243,200	284,800	303,200
26	179,500	185,400	249,600	289,200	307,500	26	167,700	173,900	244,700	286,700	305,200
27	180,900	187,000	251,000	290,900	309,400	27	169,200	175,600	246,200	288,500	307,200
28	182,300	188,600	252,400	292,600	311,300	28	170,700	177,300	247,800	290,300	309,100
29	183,800	190,200	253,700	294,400	313,200	29	172,200	178,900	249,400	292,100	311,000
30	185,400	191,800	255,300	296,100	315,000	30	173,900	180,600	251,000	293,900	312,900
31	187,000	193,400	256,900	297,800	316,800	31	175,600	182,300	252,700	295,600	314,800
32	188,600	195,000	258,500	299,400	318,600	32	177,300	184,000	254,400	297,300	316,700
33	190,200	196,500	259,900	301,100	320,400	33	178,900	185,600	256,000	299,000	318,500
34	191,800	198,200	261,600	302,800	321,900	34	180,600	187,300	257,800	300,700	320,000
35	193,400	199,600	263,300	304,400	323,400	35	182,300	189,000	259,600	302,400	321,500
36	195,000	201,000	265,000	306,000	325,000	36	184,000	190,700	261,400	304,100	323,100
37	196,500	202,400	266,500	307,800	326,600	37	185,600	192,400	263,000	305,900	324,700
38	198,000	203,900	268,300	309,600	328,100	38	187,300	194,100	264,800	307,700	326,300
39	199,500	205,400	269,900	311,300	329,700	39	189,000	195,900	266,500	309,500	327,900
40	201,000	206,900	271,500	313,000	331,300	40	190,700	197,700	268,200	311,200	329,600
41	202,400	208,400	273,100	314,700	332,900	41	192,400	199,400	270,000	312,900	331,200
42	203,900	210,300	274,600	316,400	334,600	42	194,100	201,600	271,700	314,700	332,900
43	205,400	212,200	276,200	318,100	336,300	43	195,900	203,800	273,500	316,400	334,600
44	206,900	214,100	277,800	319,800	337,900	44	197,700	205,900	275,100	318,100	336,300
45	208,400	216,000	279,400	321,400	339,500	45	199,400	208,000	276,900	319,800	337,900
46	209,400	217,600	281,100	323,000	340,900	46	200,800	209,700	278,700	321,400	339,300
47	210,400	219,100	282,800	324,500	342,200	47	202,100	211,400	280,500	323,000	340,700
48	211,400	220,600	284,400	326,000	343,500	48	203,400	213,100	282,200	324,500	342,100
49	212,300	222,100	286,100	327,500	344,800	49	204,700	214,900	283,900	326,000	343,500
50	213,000	223,400	287,800	329,100	346,200	50	205,700	216,600	285,700	327,600	344,900
51	213,700	224,800	289,500	330,500	347,500	51	206,900	218,300	287,400	329,100	346,300
52	214,400	226,200	291,100	331,900	348,900	52	208,100	220,000	289,100	330,600	347,700
53	215,000	227,700	292,800	333,400	350,200	53	209,300	221,700	290,800	332,100	349,000

54	215,900	229,100	294,400	334,600	351,400	54	210,300	223,400	292,500	333,400	350,200
55	216,800	230,500	296,000	335,800	352,600	55	211,400	225,000	294,200	334,700	351,400
56	217,700	231,900	297,600	337,000	353,700	56	212,400	226,600	295,900	335,900	352,600
57	218,600	233,600	299,200	338,100	354,700	57	213,400	228,300	297,500	337,100	353,700
58	219,300	235,200	300,900	339,300	355,500	58	214,200	229,900	299,200	338,300	354,500
59	220,100	236,800	302,600	340,400	356,300	59	215,100	231,500	300,900	339,400	355,300
60	220,900	238,400	304,200	341,500	357,100	60	215,900	233,100	302,500	340,500	356,100
61	221,700	239,800	305,800	342,600	357,800	61	216,700	234,500	304,100	341,600	356,900
62	222,400	241,200	307,500	343,400	358,500	62	217,500	236,000	305,800	342,400	357,600
63	223,100	242,600	309,100	344,100	359,200	63	218,300	237,400	307,500	343,200	358,300
64	223,800	244,000	310,700	344,800	359,900	64	218,900	238,800	309,100	343,900	359,000
65	224,500	245,400	312,200	345,500	360,500	65	219,600	240,200	310,700	344,600	359,600
66	225,100	246,600	313,700	346,000	361,000	66	220,300	241,600	312,200	345,100	360,100
67	225,700	247,800	315,100	346,500	361,500	67	221,000	243,000	313,700	345,600	360,600
68	226,300	249,000	316,500	347,000	362,000	68	221,800	244,400	315,200	346,100	361,100
69	227,000	250,200	318,000	347,500	362,500	69	222,500	245,900	316,700	346,600	361,600
70	227,500	251,700	319,500	347,900	363,000	70	223,100	247,500	318,200	347,000	362,100
71	228,000	253,300	321,000	348,200	363,500	71	223,700	249,200	319,700	347,400	362,600
72	228,500	254,900	322,500	348,600	364,000	72	224,300	250,900	321,200	347,800	363,100
73	228,900	256,400	323,800	349,000	364,500	73	224,900	252,500	322,600	348,200	363,600
74	229,300	257,900	325,100	349,400	365,000	74	225,400	254,200	324,000	348,600	364,100
75	229,800	259,500	326,400	349,800	365,500	75	226,000	255,900	325,400	349,000	364,600
76	230,300	261,100	327,800	350,200	366,000	76	226,600	257,600	326,800	349,400	365,100
77	230,800	262,700	329,200	350,500	366,400	77	227,200	259,300	328,200	349,700	365,500
78	231,400	264,300	329,800	350,900	366,900	78	227,900	261,000	328,800	350,100	366,000
79	231,900	265,900	330,400	351,300	367,400	79	228,600	262,700	329,400	350,500	366,500
80	232,500	267,500	330,900	351,600	367,800	80	229,300	264,400	330,000	350,800	366,900
81	233,000	269,000	331,400	351,900	368,200	81	229,800	266,000	330,500	351,100	367,300
82	233,500	270,400	331,900	352,200	368,700	82	230,500	267,500	331,000	351,400	367,800
83	234,000	271,800	332,400	352,500	369,100	83	231,200	269,000	331,500	351,700	368,200

84	234,600	273,200	332,800	352,800	369,500	84	231,800	270,500	331,900	352,000	368,600
85	235,100	274,600	333,200	353,100	369,900	85	232,400	272,100	332,300	352,300	369,000
86	235,400	276,000	333,600	353,400	370,200	86	232,900	273,600	332,700	352,600	369,300
87	235,800	277,400	334,000	353,700	370,500	87	233,400	275,100	333,100	352,900	369,600
88	236,200	278,600	334,400	353,900	370,700	88	233,900	276,400	333,500	353,100	369,900
89	236,600	280,000	334,700	354,100	371,000	89	234,300	277,900	333,800	353,300	370,200
90	236,900	281,400	335,000	354,400	371,300	90	234,800	279,400	334,100	353,600	370,500
91	237,200	282,800	335,300	354,600	371,600	91	235,300	280,900	334,400	353,800	370,800
92	237,500	284,100	335,600	354,800	371,800	92	235,600	282,300	334,700	354,000	371,000
93	237,800	285,400	335,800	355,000	372,000	93	236,100	283,700	334,900	354,200	371,200
94	238,200	286,700	336,000	355,200	372,300	94	236,500	285,000	335,100	354,400	371,500
95	238,500	287,900	336,200	355,400	372,500	95	236,800	286,300	335,300	354,600	371,700
96	238,700	289,100	336,400	355,600	372,700	96	237,100	287,500	335,500	354,800	371,900
97	239,000	290,300	336,600	355,800	372,900	97	237,400	288,700	335,700	355,000	372,100
98	239,400	291,400		356,000	373,200	98	237,800	290,000		355,200	372,400
99	239,700	292,600		356,200	373,400	99	238,100	291,200		355,400	372,600
100	240,000	293,800		356,400	373,600	100	238,400	292,400		355,600	372,800
101	240,300	295,000		356,500	373,800	101	238,700	293,600		355,700	373,000
102	240,600	296,200		356,700	374,000	102	239,000	294,800		355,900	373,200
103	240,900	297,300		356,900	374,200	103	239,300	295,900		356,100	373,400
104	241,200	298,300		357,100	374,400	104	239,600	297,000		356,300	373,600
105	241,500	299,400		357,200	374,600	105	239,900	298,100		356,400	373,800
106		300,200		357,400	374,800	106		298,900		356,600	374,000
107		301,000		357,600	375,000	107		299,700		356,800	374,200
108		301,700		357,700	375,200	108		300,500		356,900	374,400
109		302,400		357,800	375,300	109		301,200		357,000	374,500
110		303,000		358,000	375,500	110		301,800		357,200	374,700
111		303,600		358,100	375,700	111		302,400		357,300	374,900
112		304,000		358,200	375,800	112		302,900		357,400	375,000
113		304,500		358,300	375,900	113		303,400		357,500	375,100

	114		305,000		358,500	
	115		305,400		358,600	
	116		305,800		358,700	
	117		306,300		358,800	
	118		306,800			
	119		307,300			
	120		307,700			
	121		308,000			
	122		308,400			
	123		308,800			
	124		309,200			
	125		309,600			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		184,400	207,200	253,500	287,100	304,400

備考 [略]

	114		303,900		357,700	
	115		304,400		357,800	
	116		304,900		357,900	
	117		305,400		358,000	
	118		305,900			
	119		306,400			
	120		306,800			
	121		307,200			
	122		307,600			
	123		308,000			
	124		308,400			
	125		308,800			
再任用職 員		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600

備考 [略]

附 則

(施行期日等)

第1条 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 この管理規程の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規程の規定にかかわらず、令和5年11月30日までの間は、なお従前の例による。

（神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和5年3月水道管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中神戸市水道局企業職員の給与に関する規程別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1 企業一般職給料表（第4条関係）

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500 (327,900) (381,900)	361,700	411,700	[略]

備考

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として管理者が定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として管理者が定めるものに適用することができる。

別表第1 企業一般職給料表（第4条関係）

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額							
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500	328,100	394,400	[略]

備考

1、2 [略]

第1条中神戸市水道局企業職員の給与に関する規程別表第2の改正規定を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第1条 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和6年4月1日から施行する。	第1条 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和6年4月1日から施行する。
(1) 第1条中神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第5条第3項 <u>及び別表第1</u> （別表第1の備考2を除く。）の改正規定	(1) 第1条中神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第5条第3項 <u>並びに別表第1</u> （別表第1の備考2を除く。） <u>及び別表第2</u> の改正規定
(2) [略]	(2) [略]

(給与等の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この管理規程の規定による改正前の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

神戸市水道告示第 27 号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和 47 年 11 月神戸市水道告示第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月 12 日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

(2) 収納取扱金融機関の項中

「

みずほ信託銀行 株式会社	神戸市内
--------------	------

 を削る。

」

神戸市選告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年12月5日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 岩田 嘉晃

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,895</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>207,457</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>255,593</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,590</u>
	灘区	<u>36,124</u>
	中央区	<u>37,164</u>
	兵庫区	<u>30,185</u>
	北区	<u>59,258</u>
	長田区	<u>25,847</u>
	須磨区	<u>43,977</u>
	垂水区	<u>59,137</u>
	西区	<u>65,635</u>